

中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略 (第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略) (案)に対する意見を募集します

【意見募集案件】

案件名	中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略(第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略)(案)
募集期間	令和7年1月21日(火) から 令和7年2月12日(水)まで
担当課	総務課 企画財政グループ

【募集の趣旨】

平成26年に「増田レポート」が提出され、全国で896自治体を「消滅可能性都市」として公表したことをきっかけに、国は地方の人口減少を食い止め、東京一極集中を是正するため、まち・ひと・しごと創生法を施行し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「地方創生」の取組を進めてきました。

地方創生の取組が始まってから10年となります。中札内村においても、国の基本方針に基づき、「日本で最も美しい村」をまちづくりの柱とし、安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、活力あふれる魅力的な地域づくりを進めていくため、今年度で最終年度を迎える「第2期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を引き継ぐ総合戦略として、「中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定します。

【資料】

計 画 案	中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略(第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略)(案)	
概 要	中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略(第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略)(案)概要版	
閲覧方法 (閲覧時間)	総務課企画財政グループ(役場)	8:30から17:15まで(土・日曜日、祝日は除きます)
	上札内交流館図書コーナー	9:00から21:30まで(月曜日、祝日は除きます)
	図書館(文化創造センター内)	10:00から18:00まで(火曜日は除きます)
	※村ホームページからご覧いただくこともできます。	

【意見の提出方法】

案件名、住所及び氏名、法人その他団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を必ず明記してください。

(電話による意見の提出はご遠慮ください。)

提出先	中札内村役場 総務課企画財政グループ
郵便	〒089-1392 中札内村東1条南1丁目2番地1 中札内村役場総務課企画財政グループ 宛
ファクシミリ	0155-68-3911
電子メール	s-kikaku@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp ※標題は必ず「パブリックコメントへの意見」として下さい。